

国家賠償法（抄）

（昭三二・一〇・二七）
法律 一 二 五

〔公務員の不法行為に対する賠償責任〕

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体の公権力の公務員に対して求償権を有する。

〔营造物の設置管理の瑕疵に対する賠償責任〕

第二条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体の公権力の公務員が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体の公権力の公務員が、これを賠償する責に任ずる。
